平成30年度 保育所などの新規利用申込

平成30年4月から保育所、認定こども園の保育所機能、小規模保育事業（以下、「保育施設」）の利用を希望する児童の申し込みを受け付けます。保育施設は、保護者が利用基準に該当するため、子どもの保育ができない場合に利用できます。

利用基準（平成30年4月1日現在）

①保護者が勤めている、家業を営んでいるなど、日常の家事以外の仕事に従事している場合（1か月の就労時間が48時間以上必要）

②母親が妊娠中か、出産後間がない場合（**産前2か月～産後6か月**）

③保護者が疾病にかかり、もしくは負傷し、または、心身に障害がある場合

④同居または長期間の入院などをしている親族を常時介護、または看護している場合

⑤保護者が火災、風水害などの被害に遭い、その復旧にあたっている場合

⑥求職活動（起業準備を含む）を継続している場合（保育認定の期間は3か月）

⑦保護者が就学している場合

保育認定

保育施設を利用するためには、子どもの年齢や利用基準に応じた保育認定を受ける必要があり、認定された期間で利用できます。

保育認定の区分

▼2号認定　3歳以上

▼3号認定　3歳未満

いずれも、保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子どもであること

※各認定区分は、さらに保護者のフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」（1日11時間までの範囲で、保育を必要とする時間の利用）と、パートタイムの就労を想定した「保育短時間」（1日8時間までの範囲で、保育を必要とする時間の利用）に分かれます。

	施設名	場所	電話番号	募集	昨年度申込状況
保育所	市立西保育園	長曽根町8-21	22-1194	30	30/31
	市立東保育園	安清町8-4	22-1394	30	25/40
	市立ふたば保育園	金剛寺町101	28-2405	30	35/48
	城南保育園	西今町285-1	22-2582	55	55/50
	日夏保育園	日夏町2634-1	28-0614	20	25/35
	花田保育園	甘呂町473-2	28-0580	10	10/17
	多景保育園	須越町1154-5	28-0681	10	10/18
	旭森保育園	東沼波町498-2	22-2658	40	45/50
	鳥居本保育園	鳥居本町1445	23-6091	15	15/20
	東山保育園	里根町235	22-5162	15	15/22
	亀山保育園	賀田山町272-2	25-1209	10	10/26
	しあわせ保育園	南川瀬町1195-1	28-0581	20	20/31
	稲枝ふたば保育園	本庄町2647	43-2053	15	20/22
	ことぶき保育園	上岡部町503	43-2057	10	15/23
	みづほ保育園	稲部町400-1	43-4394	25	25/33
	ノゾミ保育園	本町一丁目8-20	22-6011	25	20/22
	めぐみ保育園	高宮町1755	26-5791	20	20/35
	るんびにー保育園	河原一丁目1-4	26-1230	20	25/27
	彦根乳児保育所★	中藪二丁目2-6	22-5768	20	15/21
	どんぐり保育園	川瀬馬場町1149-1	25-5110	20	15/16
	森の子保育園	野瀬町106	23-4918	30	20/27
	旭森乳児保育園★	野田山町1099-1	30-3387	10	10/11
	レイモンド大藪保育園	大藪町2655	47-5945	20	20/54
	ほいくえんももの家だいち	小泉町395-7	47-5500	20	20/37
	こだまそよかぜ保育園	正法寺町26-4	22-0415	20	20/30
	どんぐりけんだいまえ保育園	八坂町3248	28-7040	14	30/12
	ひこねさくら保育園★	芹川町586	26-3800	90	－
認定こども園	平田こども園	平田町303-1	23-7120	15	60/63
	聖ヨゼフ幼稚園	立花町2-24	22-5376	10	15/8
小規模保育事業	彦根かんがるー保育園	戸賀町53-3	49-2022	4	19/8
	ほほえみ園	古沢町181	22-3332	4	5/1
	パレット	新海町2243-2	080-4384-6114	3	－

※★は0～3歳児対象の保育所です。
※★は平成30年度4月開園予定の施設です。
※聖ヨゼフ幼稚園は2～5歳児対象の施設です。
※小規模保育事業は0～2歳児対象の施設です。
※「募集」は平成30年3月卒園予定人数を基に算出した人数です。
※「昨年度申込状況」は、昨年の「募集人数」/「申込人数」を示しています。

利用申込書の受付

10月23日(月)～11月2日(木)（土・日曜日は除く）の午前8時30分～午後5時15分に、利用を希望する保育施設（上表参照）に申し込んでください。

※受付期間内の申し込みを優先しますので、期間内に申し込んでください。ただし、定員を超える申し込みがあった場合は、期間内の申し込みであっても、希望する保育施設を利用できない場合があります。

申込場所

利用を希望する保育施設

※「ひこねさくら園」への申し込みは、彦根総合高校事務局内開設準備室で手続きをしてください。

※市外の保育施設への申し込みと、平成30年度途中からの利用の申し込みは、市幼児課にお越しください。

その他

申込書は、10月10日(火)から各保育施設、総合案内（彦根駅西口仮庁舎3階）、支所・各出張所、市子どもセンター、市幼児課（福祉センター2階）で配布します。

問い合わせ先　市幼児課☎23-9597番、FAX26-1768番、希望する保育施設（上表参照）

10月は浄化槽月間です

浄化槽とは、微生物の働きを利用して、家庭のトイレや台所などから出る汚れた水をきれいにする装置です。きれいになった水は、側溝や水路に排水され、その後、川や琵琶湖に流れていきます。

浄化槽の働きが適正に維持されていないと、汚れたままの水がそのまま流れ出てしまい、周辺の水環境を悪化させてしまう恐れがあります。

年一回の法定検査を受けましょう

法定検査とは、浄化槽の維持管理が適正に行われているか確認する検査です。

この検査は、浄化槽を設置した後3～8か月の間と、その後、年に1回受検するよう浄化槽法に定められています。

管理者の変更や廃止された場合は届出をしましょう

浄化槽の管理者が変更された場合や、下水道への接続や建物の解体によって、浄化槽を廃止された場合は、市生活環境課へ届け出てください。

問い合わせ先　市生活環境課☎30-6116番、FAX27-0395番

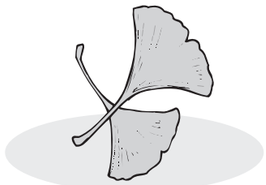

木造住宅などの耐震化を支援しています

木造住宅無料耐震診断

お住まいの住宅の耐震性を耐震診断員が無料で診断します。また、診断の結果、倒壊の可能性が高いとされた場合、耐震改修を行う際の補強案の作成および概算費用の算出を行います。

対象　昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅

募集棟数　30棟（先着順。現在受付中）

申込方法　市建築指導課にある申込書に必要事項を書いて、建築年月日がわかる書類（確認申請書副本、固定資産税課税明細書のコピーなど）を添えて窓口に提出してください。なお、申込書は、彦根市ホームページからダウンロードすることもできます。

既存住宅耐震改修工事の補助

建物の耐震改修工事を行うときに、その費用の一部を補助します。

対象　昭和56年5月31日以前に建てられた住宅で、耐震診断を受けた結果、倒壊する可能性が高いと診断された場合

また、建物全体を耐震改修する以外に、次の場合も対象になります。

▼1階部分のみ耐震補強工事をする場合

▼1階に、建物が倒壊しても一時的に安全が確保できる耐震シェルターや耐震ベッドを設置する場合

条件など詳しくは、お問い合わせいただくか、彦根市ホームページをご覧ください。

提出・問い合わせ先　市建築指導課☎30-6125番、FAX24-8517番

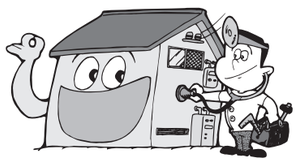

吹付けアスベストの調査費用を補助しています

建築物の柱や天井に左の写真のような吹付け材が使われている場合に、アスベストを含んでいるかどうかを調査する費用を補助しています。

左の写真のような事例がありましたら、お問い合わせください。

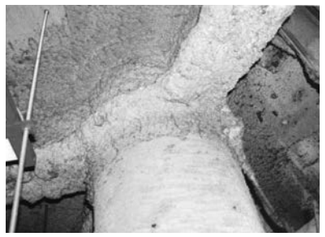

▲出所　国土交通省資料「目で見るアスベスト建材レベル1」

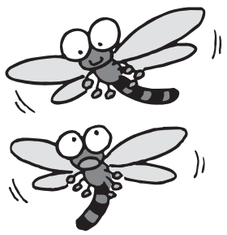

問い合わせ先　市建築指導課☎30-6125番、FAX24-8517番

〈広告欄〉

広報ひこねへの広告を募集しています

掲載料　1枠　3万円
大きさ　縦　45.5mm　横　86mm
申込締切　原則、発行日の1か月前
※ホームページのバナー広告も募集中です。詳しくはお問い合わせください。
申込・問い合わせ先　市秘書政策課☎30-6103、FAX22-1398

相続税

相続税・贈与税無料相談会
10月12日（木）午後から開催
ご予約は随時電話受付中　お待ちしております
（初めてのご利用の方に限り1時間まで無料とさせて頂いております）
TKC全国会 大辻税理士法人
担当税理士 大辻 正樹・田井 尊之
【彦根事務所】彦根市平田町410-6
TEL 0749-23-6432（資産税課直通）
E-mail info@ootuji.com
http://www.ootuji.com/